

様式第2号

表面

推進員番号第 事務組合整理番号第	号 号
---------------------	--------

労働保険適正加入推進員証

労働保険事務組合名

〒


上記の者は(一社)全国労働保険事務組合連合会
会長が委任した労働保険適正加入推進員である
ことを証明します。

労働保険適正加入推進員は、厚生労働省から業
務委託を受け、中小事業主への労働保険の適正加
入勧奨活動を行う。

平成 30年 4月 2日

東京都千代田区五番町12番地 3
五番町YSビル5階

一般社団法人
全国労働保険事務組合連合会会長



この証明書の有効期限は、平成33年3月31日までです。

番号第	号
-----	---

労働保険適正加入推進員証明書

氏 名

生年月日


上記の者は、労働保険加入促進業務の委託を受け
た下記に掲げる事業者が委任した労働保険適正加入
推進員であることを証明する。

事業者名 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会

平成 30年 5月 14日発行

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局長



・本証明書は、平成33年3月31日まで有効です。
・本証明書は、労働保険加入促進業務以外の目的には使用
できません。

裏面

(注 意)

- 「競争の導入による公共サービス改革に関する法
律(平成18年法律第51号)」に基づき、労働保
険加入促進業務を民間事業者者に委託しています。
民間事業者は、個人情報の保護に万全な体制を
講じております。
また、情報の目的外使用、漏洩等については、
法律により禁止されております。
- 労働保険適正加入推進員は、この証明書を携帯
し、関係人にこれを提示しなければなりません。
- この証明書は、民間事業者から委任され、厚生
労働省に氏名登録された者に対して交付された証
明書であり、これを他人に貸与または譲渡するこ
とはできません。
- この証明書は、毀損もしくは紛失したとき又は
記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に
届け出なければなりません。
- この証明書は、新たな証明書の交付を受けたと
き又は資格を失ったときは、直ちに発行者に返納
しなければなりません。

(参 考)

労働保険適正加入推進員は、厚生労働省から委託
を受けた労働保険加入促進業務のうち、戸別訪問等
により事業主等に対する労働保険の加入勧奨及び制
度の周知等を実施します。

本証明書を所持する労働保険適正加入推進員は、
労災保険法及び雇用保険法により、事業主に労働保険
(労災保険及び雇用保険)の加入勧奨活動を行います。

(主な業務)

- 労働保険制度の説明
- 事業主等に対する加入促進の趣旨・目的の説明
- 申請・届出等に対する事業主の義務等の説明
- 労働保険事務組合制度の説明
- その他前各号に掲げる業務に付帯する業務

労働保険適正加入推進員は、労働保険加入促進業務
に関して知り得た秘密を、厚生労働省の承認なしに
他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。